

第2節 石匙の光沢について

今回の調査において出土した石匙が定形的な剥片石器中に占める割合は先にも述べたが、昭和52年度の調査においても非常に高い出土量を示し、詳細な点数は記載されていないが、700点を越える報告がされている。これは昭和52年度に出土した定形的な剥片石器中に占める割合としてはおよそ9割前後を示す高い出土率であり、今回の調査により出土した定形的な剥片石器を合わせた点数に占める石匙の割合は7割前後になると思われる。円筒下層式期において石匙の出土量が高い傾向を示すことはこれまで熊沢遺跡(青森県教育委員会 1978)、山崎遺跡(青森県教育委員会 1982)、熊ヶ平遺跡(青森県教育委員会 1995)などにおいても指摘されている。

昭和52年度調査分と今回の調査により出土した石匙はおよそ900点を越えると考えられ、今回の調査で出土した点数がそれに占める割合は約15%となる。

昭和52年度報告では石匙の光沢について、詳細な分析が行われており、光沢の付着は使用に起因すると記述されている。

今回は昭和52年度の報告に比べ低い数値でありその報告に影響を与えるものではないが、補足という解釈で光沢の生成要因については前回の報告と同様の立場を取り触れることにする。

今回の調査により出土した石匙の光沢について肉眼により観察することとした。肉眼による観察であることから、光沢と認める明確な判断基準は提示できないが、個々の石匙においての各部位での光沢の度合いの違いにより判断することとしたため、光沢と認める判断材料としての石匙相互間での比較は行わず、光沢と判断する経過については一点の石匙内で判断している。

本来、光沢をはじめとする使用痕の観察にあたってはエラーを防ぐ意味でも超音波洗浄器等の使用が望ましいが、今回そのような手法を採用したものは第36図1・4・9の3点である。

また、分析したものは図示しなかったものを含め、分類対象とした73点と、欠損品のうち、比較的残存状況が良好で光沢と判断する比較の容易な16点を含む89点である。なお、調査により出土した石匙は多くが基本層序第1層から第3層の出土のもので、主体を占める第1群1類土器期に共伴するものと考えるが、本遺跡からはこれと時期を異にする第2群及び第3群・4群土器も出土しており、これらの土器にも第1群土器期と同一の層位から出土するものも存在するため、観察対象とした資料についてはすべての層位から出土したものを対象としている。

超音波洗浄をおこなっていないものは水洗段階において付着する線条痕も相当数存在する可能性は十分考慮されることから、本節では肉眼により観察可能である明瞭な光沢について記述することとした。金属顕微鏡をもちいての光沢面の観察もおこなったが、それによる光沢面の状況については顕微鏡写真のみを参考として掲載することとし、具体的な記述はおこなわない。

光沢が看取されるものは89点中60点、分類対象とした73点中では50点であり、約65%を占める。前回では光沢が看取される例として腹面に観察される例が8割以上にのぼると報告されているため、光沢の出現傾向率としては大きく矛盾しない結果である。

分類対象とした73点中、光沢が看取されるものについては、背面側縁にのみ認められるものが第35図8の1点である。その他は腹面側のみ光沢を有するもの21点、背面側にも光沢を有するものが24点であるが、24点いずれのものも腹面側の光沢と比較すると弱いかそれと同等であり、腹面側よりも強い光沢を示すものはない。

光沢が看取される部位は、腹面側ではつまみ部を除く器体上半部から下端部までのほぼ全面に認められるものが20点であった。光沢が特定の部分に狭い範囲で認められるものについては腹面左側縁の上半部から中位に残されるものが多く見られる傾向にあり、特にe類においてその傾向が高い。器体下端部にも光沢が認められるものも含まれているが、上半部に看取される光沢と比較すると著しく弱く、ほぼ全面に光沢が認められるものであっても左側縁部に顕著に出現する。また、つまみのノッチ部分を除く端部に狭い範囲で光沢が認められるものも、9点存在する。

背面側では調整剥離が施される刃部に光沢が認められるものは第37図6・第39図15・第40図8の3点であり少ない。器体中央部に光沢が残されるものが多く、面積的に広く残されるものが比較的見受けられるが、特定の部分に狭い範囲で認められるものについては腹面に見られるような傾向性は特に認められない。背面側の光沢が側縁部からの調整剥離により切られている資料も少なからず存在することから、光沢の部位に特定の傾向性が見られないことの要因として、刃部再生の可能性が想定される。これらの刃部再生が考えられる資料については器種により特に偏った傾向は認められなかったが、e類においては、直線状の刃部側に再生されたと思われる剥離が多く見受けられる。

腹面側光沢は大別すると、つまみ部を除くほぼ全面に光沢が看取されるものと、腹面左側縁の上半部から中位に残されるものの2つに大別される傾向が認められたが、この傾向は前回の報告とほぼ合致している。

光沢観察結果の他にも昭和52年度の報告と同一の傾向を示し、その一例としてつまみ部に膠着するアスファルト状物質の有無についてあげられる。前回ではアスファルト等の膠着について『・・・本遺跡では膠着物の付着は有柄300点以上に一点もみとめられていない・・・』と報告されており、今回においてもつまみ部分にアスファルト状の膠着物が認められたのは第39図9の1点だけであった。

つまみ部にアスファルト状物質が膠着するものは一般的には着柄された状態での使用が考えられ、石匙では、縄文後期・晩期の横型石匙においてその出土例があり、本遺跡においても当該時期の遺物が出土している。しかし第39図9については出土層位が基本層序第 層からの出土であり、第 群土器との共伴関係を否定し得ない。

昭和52年度の報告においては着柄の可能性を、つまみ部を作出しているノッチ部にまで光沢が及んでいる資料の存在と、抉り肩部に観察される光沢は身中位に存在する光沢との連接から本遺跡出土の石匙の着柄の可能性について否定的である。このほかにも先出の熊ヶ平遺跡発掘調査報告書第 章の論考においても円筒下層式期の石匙の着柄の可能性について同様の立場をとっている。今回は不定形石器のアスファルト状膠着物の有無についても観察したが1点も出土していない。土器との共伴関係から、出土層位を無視して当該時期の石匙の着柄の可能性について否定はできないが、アスファルト状物質の膠着が認められる資料点数が少ないとから、着柄しての使用がやはり普遍的な用法ではなかつたと考えることができよう。

前回の熊沢遺跡及び熊ヶ平遺跡の報告では石匙の使用方法について論考されており、特に熊ヶ平遺跡の報告においては、つまみのくびれ周辺の光沢の発達がみられないことと、前述のつまみにアスファルトが付着した出土例がないこと等から、紐懸け状態での使用法を想定している。

本遺跡での出土例においては、くびれ部分に光沢が認められるものは6点出土している。これらに認められる光沢はいずれもノッチ部分の中央付近に光沢が付き、側縁部分に光沢が看取されるものではなく、いずれも光沢は側縁からのノッチを作出する剥離により切られている。このように光沢と剥離間に

おいての新旧関係が認められることは、器種の転用または、同一器種として使用するにあたっての機能の再生の可能性がある。本項では転用・再生行為がこれら 6 点の資料について行われたものかについては考査しないが、ノッチ部分に光沢が認められない資料との比率には大きく差があるため、光沢が看取される部位の観点からは紐懸け状態での使用については積極的な立場が可能な資料と思われる。

第 3 節 頸微鏡観察からの石匙の使用痕について

第 2 節において、本遺跡出土の石匙にみられる光沢について肉眼観察により傾向を述べた。

本遺跡出土の資料においても、ある特定の部位に光沢が確認されるものが多く、傾向性が伺えることから光沢の生成要因は偶発的なものではなく、特定の意図が働いた使用に起因するものであることが想起される。

光沢、線条痕、微細剥離を観察対象とした実験使用痕分析についても、これまで多くの研究がされ、梶原・阿子島らの実験的研究結果は多く援用されてきた（梶原・阿子島 1981）。

今回の報告にあたっては先述したようにすべての資料に対して超音波洗浄をおこなっていないことから、水洗段階において付着した光沢・線条痕も存在すると思われるため、第 2 節では光沢の詳細な記述と線条痕についての記述は避けたが、事前に数点の資料を任意に抽出し超音波により洗浄した資料のうち、腹面に光沢が認められた第 36 図 9 について金属顕微鏡により光沢面と器面に残される線条痕の観察を行った。検鏡した資料が 1 点であるため、観察結果及びそこから帰結され得る機能は、本遺跡出土の石匙について普遍的なものとはなり得ないが、本節ではその観察結果を記述し、想定出来得る機能について若干述べる。

検鏡した資料は縦型石匙 a2 類として分類した資料である。背面・腹面の両面に光沢が看取され、主に腹面左側縁上部と右側縁下部に顕著に認められる。光沢の強度は右側縁下部の光沢が最も強く、ノッチ中央部と背面に看取される光沢は微弱なものである。

検鏡にあたっては金属顕微鏡（オリンパス BX60）を使用した。背面側については器面の凹凸により詳細な観察を行えなかつたため、腹面側の主に光沢が認められる範囲に主眼を置き、光沢が看取される箇所では右側縁 7 力所、左側縁上部 1 力所、左側縁中位 1 力所、微小な光沢が看取される抉り中央部 2 力所、線条痕が残されている度合の比較として、光沢が看取されない器体中央部 1 力所と器体下端部 1 力所、合計 7 力所について検鏡した。記録保存の手段として写真撮影を行い、光沢面及び線条痕が認められる箇所を適宜撮影した。撮影枚数は 49 枚、撮影箇所及び結果を表したものが第 55 図である。

光沢は腹面左側縁上部と右側縁下部では肉眼観察では差異がみられたが、検鏡の結果、腹面に認められる光沢については、強度に違いはあるがおよそ 2 種類に分けることが可能と思われる。検鏡した結果は腹面左側縁上部と右側縁下部の両光沢間において大きな違いはみられず、いずれも縁辺部から器体中央部へ向かい光沢の強度が漸位的に弱くなっている。

この光沢は、強度の強いものは阿子島香氏の分類（阿子島：1981、1989）によるタイプ A、弱いものはタイプ B に類似する。

光沢と被加工物との関係からすると、タイプ A のものはイネ科植物を加工の対象とした際に特徴的なもので、所謂コーングロスと呼ばれるものである。タイプ B のものは、主に木・竹等を対象とした際に生じる、あるいはタイプ A の発達段階にも見られるとされる。